

令和 元 年度

第4回 第一農地部会定例会議事録

令和元年7月31日（水）

上越文化会館 4階 大会議室

令和元年度第4回第一農地部会定例会議事録

日時 令和元年7月31日 午後1時

場所 上越文化会館 4階 大会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

1番 古川 政繁	2番 荒川 俊治	3番 池田 京子
4番 五十嵐 彰	5番 小幡 利夫	6番 佐藤 徳司
7番 高島 信雄	8番 金子 昭榮	9番 久保埜 徳雄
10番 新井 修一	11番 八田 賢司	12番 上原 孝
13番 小林 広良		

(2) 農地利用最適化推進委員

1番 竹内 浩行	2番 内藤 義一	3番 滝本 武夫
4番 前田 孝信	6番 加藤 俊彦	7番 杉田 喜慶
8番 飯塚 一憲	9番 稲葉 栄	10番 近藤 晴夫
11番 高島 真一	12番 杉田 藤一	13番 平野 宏一
14番 荻原 松男	15番 小林 政秋	16番 齋藤 啓治
19番 小林 正義	20番 嶋田 勝	21番 清水 強
22番 上原 清則	23番 高宮 文男	24番 松本 香

2 欠席委員

なし

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗本 修一
	次長	松縄 浩一
	係長	久保埜 修
	主任	橋 立 理
中郷区駐在室	主任	相葉 博昭
板倉区駐在室	主任	宮澤 雅則
清里区駐在室	主任	井田 義之
名立区駐在室	班長	山邊 稔

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

5番 小幡 利夫	11番 八田 賢司
----------	-----------

(2) 議事

(合併前の上越市)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第4号 農用地利用集積計画変更について

(中郷区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(板倉区)

- 議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第2号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(清里区)

案件なし

(名立区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

	議長（部会長）あいさつ後、部会を開会
議 長	これより第4回第一農地部会を開催いたします。
	<資格審査>
議 長	はじめに本日の出席状況であります。第一農地部会委員数13人で出席委員が13人です。上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立いたします。
	<議事録署名委員の指名>
議 長	次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名させていただきます。議席番号5番 小幡 利夫 委員、議席番号11番 八田 賢司委員の両名を指名いたします。 議事に入ります前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いいたします。
	(上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	それでは、議案の審議に入ります。
	(合併前の上越市分の議案)
	<議案第1号「農地法第3条許可申請について」>
議 長	議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号23番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。
(事務局) 久保埜	議案第1号「農地法第3条許可申請について」、ご説明いたします。1頁、番号23番の1件です。 北新保地内における農地の取得であり、譲受人の経営規模拡大のために畑2筆、512㎡を贈与により所有権移転するものです。現在、譲受人が所有する農地において、ひまわりを栽培し種からオイルを抽出し販売をしております。今後、更なる、ひまわりの栽培面積の拡大を図るために申請農地を求めるものです。 本案件については、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号23番の1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　ご異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定いたします。

<議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」>

議長 　議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号20番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 　2頁、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号20番の1件です。

番号20番は、大字下荒浜地内の農地について、「仮設工事用地」として一時転用するものであります。3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者である東北電力株式会社は、送電線鉄塔建設に伴う仮設工事用地として申請農地を一時的に利用するもので、工期は令和元年10月1日から令和3年12月31日までの約2年間です。

工事概要については、上越火力発電所から頸城区地内にある東上越変電所間において、電気供給量の増幅を目的とし、特別高圧送電線鉄塔の建替工事を行うものです。頸城区エリアについては、昨日の第2農地部会において提案されており、また、東上越変電所より東側の大島区及び浦川原区エリアについては、昨年3月の第2農地部会で提案されております。

農家組合長、町内会長、耕作者からは同意を得ており、転用者、農地の所有者から周辺農地に被害を及ぼさないとの誓約書が提出されています。

また、建築物の建築等を目的として土地の区画形質の変更を行うものではありませんので、開発許可申請は不要です。

工事ヤードは必要最低限の農地の使用にとどまっており、工事の性質上、他の土地では代用することができません。農用地区域内にある農地の転用ですが、一時的な利用であり、許可基準を満たしているものと判断しました。

この案件については、申請面積が 30 アールを超えるため、農地法第 5 条第 3 項の規定により、新潟県農業会議常設審議委員会へ諮問を行います。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 20 番の 1 件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。議案第 2 号の 1 件を許可することに決定いたします。

<議案第 3 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」>

議長 議案第 3 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」、番号 1 番の 1 件と「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」、番号 1 番及び 2 番の 2 件、合計 3 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 5 頁、議案第 3 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」番号 1 番の 1 件、「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」番号 1 番及び 2 番の 2 件で合計 3 件です。

最初に「1 農業振興地域の農用地区域への編入」番号 1 番の 1 件です。

6 頁から 8 頁に位置図を添付しましたのでご覧ください。

申請者は、土地改良事業を施行するため、農用地区域への編入を申請するものです。

続いて「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」番号 1 番及び 2 番の 2 件です。9 頁以降に位置図及び土地利用計画図を添付しましたのでご覧ください。

1 番は、同居している申請者の息子が、結婚に伴い手狭になったため申請農地に住宅を建設するものです。

2番は、当該地区内で事業を営んでいる申請者が、車両の大型化に伴い、旋回する場所が必要となったため、既存の駐車場の南側に新たに駐車場を建設し、旋回スペースを確保するものです。

1番及び2番の申請農地は、ともに農地転用許可基準に該当し、計画も妥当であると判断します。今後の予定ですが、県知事の変更同意を得た後、10月に公告予定です。その後に農地法の許可申請の予定です。
以上です。

議長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。議案第3号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1農業振興地域の農用地区域への編入」番号1番の1件、「2農業振興地域の農用地区域からの除外」番号1番及び2番の2件、合計3件に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。議案第3号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1農業振興地域の農用地区域への編入」番号1番の1件、「2農業振興地域の農用地区域からの除外」番号1番及び2番の2件、合計3件に同意することに決定いたします。

<議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内8件、3年超6年以内2件、6年超10年以内5件、10年超なしで合計15件、利用権移転なし、所有権移転3件です。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間3年以内、整理番号497番から504番までの8件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

14頁、利用権設定、期間3年以内、整理番号497番から504番までの8件で、再設定6件、新規2件となります。

497番の期間については、他の貸借地との終期を合わせたために2年7ヶ月という期間になっております。

500番と501番の新規2件については、耕作している隣接の農地を借り受けるものです。なお、501番は19頁、整理番号166番の関連案件です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。
以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 続きまして、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、整理番号 505 番及び 506 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）
久保埜 15 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、整理番号 505 番及び 506 番の 2 件で、いずれも新規案件となります。

譲渡人の労力不足に伴い、農地利用集積円滑化団体であるえちご上越農業協同組合を介し、隣接地で耕作されている方への転貸となります。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、整理番号 507 番から 511 番までの 5 件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）
久保埜 16 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、整理番号 507 番から 511 番までの 5 件で新規案件が 4 件です。

整理番号 507 番から 509 番の譲受人は約 20 年前に上越市に移住し、これまでも空いている農地を借り受け田んぼや畑の耕作を行っておりましたが、このたび集落内の担い手の労力不足による規模縮小に伴い、譲受人が人・農地プランに集落の担い手として搭載され、今後中心的役割を果たしていくこととなり、新たに農地を借り受けるものです。なお、509 番は 20 頁 173 番の関連案件です。

510 番は認定新規就農者である譲受人が経営規模拡大を図るために現在耕作している近隣の農地を使用貸借により借り受けるものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　最後に所有権移転、整理番号 512 番から 514 番までの 3 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 17 頁、所有権移転、整理番号 512 番から 514 番までの 3 件です。

久保埜 　内訳は、所有権を移転する土地、田 8 筆の 10,877 ㎡です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　ご異議なしと認めます。

議案第 4 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

<議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」>

議長 　議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、整理番号 1 番から 3 番までの 3 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

議案第5号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、ご説明いたします。

18頁、整理番号1番から3番までの3件で、農用地の所有者から所有権の移転に係るあっせん申出があったものです。対象農地は田39筆の53,226㎡で、対象となる面積が大きく認定農業者との調整に時間を要し、農地中間管理機構を活用した方が有効であると判断したため買入協議を行うものです。

本案件において、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地利用集積円滑化団体等による買入れが特に必要であると認められれば、市長に対し、農地利用集積円滑化団体等が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するよう要請を行います。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、整理番号1番から3番までの3件について原案のとおり意思決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、農用地の所有者から所有権の移転に係るあっせんの申し出のあった整理番号1番から3番までの3件について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、原案のとおり意思決定することに決定いたします。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号166番から173番までの8件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

19頁から20頁まで記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、8件の届出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付」2件、「他者へ貸付予定」4件、「休耕」2件の計8件です。

このうち、備考欄に頁と整理番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。

休耕となっている番号 171 番 172 番の 2 件については、賃借人の離農により解約に至ったものですが、引き続きこれまでの賃借人が草刈り等の保安全管理を行います。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 8 件を承認いたします。

<報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議 長

報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知交付番号 3 番及び 4 番の 2 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

21 頁、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」受理通知交付番号 3 番及び 4 番の 2 件の届出書を受理したのでご報告いたします。

転用目的は、「貸駐車場」及び「事務所・駐車場」です。4 番については、転用面積が 1,000 m²を超えるため、22 頁に位置図を添付しましたので、併せてご覧ください。

以上です

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、報告第 2 号の 2 件を承認いたします。

<報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知交付番号77番から94番までの18件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

久保埜

23頁、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知番号77番から94番までの18件の届出書を受理したのでご報告いたします。

転用目的は、「一般個人住宅」5件、「駐車場」4件、「宅地分譲」2件、「事務所」1件、「建売住宅」1件、「貸駐車場」1件、「事務所・駐車場」1件、「駐車場及び雪捨て場」1件、「資材置場」1件、「モデル住宅」1件の計18件です。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第3号の18件を承認いたします。

<報告第4号「農用地利用集積計画変更について」>

議長

報告第4号「農用地利用集積計画変更について」、番号13番から16番までの4件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

久保埜

26頁に記載のとおり、報告第4号「農用地利用集積計画変更について」、4件の届け出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも小作料の減額による変更となります。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第4号の4件を承認いたします。

議長

次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

(中郷区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内1件、3年超6年以内なし、6年超10年以内なし、10年超なしで合計1件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程いたします。

利用権設定、期間3年以内、整理番号7198番について、事務局の説明を求めます。

(中郷区) 議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

相葉 2頁、利用権設定、期間3年以内、整理番号7198番の1件で、新規です。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議長 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7124番の1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(中郷区) 議長 3頁に記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、1件の届出書を受理しましたので報告いたします。

この案件は合意による解約であり、返還後の利用計画は地主耕作です。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認いたします。

議長 　次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

（板倉区駐在室分の議案）

<議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」>

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7502番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（板倉区）
宮澤 　1頁、議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7502番の1件です。申請地は板倉区高野地内の農地で、申請面積は田で502㎡です。

申請人は市内のアパートに妻と二人暮らしですが、父親が住む住宅に隣接する父親所有の申請農地に一般個人住宅を建築するために使用貸借権を設定するものです。2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりがない農地であるため、農地区分は第2種に該当します。

土地利用計画は、住宅1棟とカーポート1か所であり、建ぺい率は27.98%で、基準の22%以上を満たしております。

工期は、許可日から11月30日までとなっております。

この案件については、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7502番の1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。議案第 1 号の 1 件を許可することに決定いたします。
議 長	<p><議案第 2 号 「上越農業振興地域整備計画の変更について」></p> <p>議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」、番号 1 番の 1 件と「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」、番号 1 番と 2 番の 2 件、合計 3 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 宮 澤	<p>4 頁、議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」番号 1 番の 1 件、「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」番号 1 番及び 2 番の 2 件です。</p> <p>最初に「1 農業振興地域の農用地区域への編入」番号 1 番の 1 件です。6 頁に位置図を添付しましたのでご覧ください。</p> <p>板倉区大野新田地内の農地です。変更理由は、中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また、地権者および耕作者も今後 10 年以上耕作を継続する意向があることから、農用地として確保すべき土地として編入するものです。</p> <p>続いて「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」番号 1 番及び 2 番の 2 件です。</p> <p>1 番は、板倉区針地内の農地を農用地区域から除外するものです。変更理由は、分家住宅を建設するためであり、7 頁に位置図、8 頁に土地利用計画図を添付しましたのでご覧ください。来月以降に転用の申請が行われる予定です。</p> <p>2 番は、板倉区山部の農地を農用地区域から除外するものです。変更理由は、スーパーマーケットの駐車場を建設するためであり、9 頁に位置図、10 頁に土地利用計画図を添付しましたのでご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
小幡委員	1 番の編入の変更理由は具体的には何か。例えば、農業用の施設整備とか直払いの対象にするとか。
(板倉区) 宮 澤	具体的には中山間地域等直払いです。
小幡委員	中山間の直払いでカバーしたいということか。地域で対象にして管理したいということですね。

(板倉区)
宮澤
議長

そのとおりです。

よろしいですか。それでは、採決に入ります。議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」番号1番と「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」番号1番から2番の合計3件について同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」番号1番と「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」番号1番から2番の合計3件に同意することに決定いたします。

<議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内2件、3年超6年以内なし、6年超10年以内なし、10年超なしで合計2件、利用権移転なし、所有権移転4件です。それでは上程いたします。

はじめに利用権設定、期間3年以内、整理番号7648番から7649番の2件について事務局の説明を求めます。

(板倉区)
宮澤

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。12頁、利用権設定、期間3年以内、整理番号7648番及び7649番の2件で再設定です。

小作料が少額ですが、圃場条件が良くないためと聞いております。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

最後に、所有権移転、整理番号7650番から7653番までの4件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)
宮 澤

13 頁、所有権移転、整理番号 7650 番から 7653 番までの 4 件です。
内訳は、所有権を移転する土地、田 15 筆の 31,155 m²、畑 1 筆で 179 m²です。
これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。
以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。
議案第 3 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7515 番及び 7516 番の 2 件を報告いたします。
事務局の説明を求めます。

(板倉区)
宮 澤

14 頁に記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、2 件の届出書を受理しましたので報告いたします。
いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ売却」が 2 件です。
このうち、備考欄に頁と整理番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。
以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 2 件を承認いたします。
議 長	次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。
	(名立区駐在室分の議案)
	<議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>
議 長	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内なし、3 年超 6 年以内なし、6 年超 10 年以内 2 件、10 年超なしで合計 2 件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは上程いたします。 利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、整理番号 9547 番及び 9548 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。
(名立区) 山 邊	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。 2 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、整理番号 9547 番及び 9548 番の新規設定 2 件で、自作していた所有者が高齢化により隣接地で耕作を行っている方と利用権設定を行うものです。 これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。
議 長	以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。 本日の農地部会を終了いたします。(午後 1 時 51 分)